

令和4年度第3回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和5年3月13日（月） 午後2時から午後3時15分まで
 場 所 日進市役所本庁舎4階第3会議室
 出 席 者 杉山知子、堀之内秀紀、早川真理、昇秀樹、長谷川純、山田達也、住田穂積、田中拓己、村野政章（敬称略）
 欠 席 者 谷口功（敬称略）
 事 務 局 萩野一志（総合政策部長）、岩瀬雅哉（同部調整監）、小出誠二（同部次長兼企画政策課長）、西口和宏（同課課長補佐兼市政戦略係長）、志水崇法（同課同係主任）、佐藤成俊（同課同係主事）
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 次 第 1 開会
 2 議題
 日進市自治基本条例の解説について
 配布資料 ・資料1 日進市自治基本条例の解説（見え消し）
 ・資料2 指摘事項対応表

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 議題
会 長	議題 日進市自治基本条例の解説について、まずは前回協議した内容に対する修正事項について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	（資料1、2に沿って説明）
会 長	説明ありがとうございました。前回協議した結果を事務局で修正していただきました。今の説明について意見や質問はありますか。
委 員	細かいところですが、7ページの上から3行目に「安心して暮らせる世の中をつくる」となっていますが、「世の中」より「社会」とした方が良いと思います。第4条でも「社会」と記載があり、「世の中をつくる」は口語的であると感じます。
事 務 局	第4条にも「社会」とありますので、修正させていただきます。
会 長	最後に全体を通して質問を受け付けますので、事務局から新たに提示していただく後半部分の見直し案の説明をお願いします。
事 務 局	（資料1に沿って説明）
会 長	説明ありがとうございました。それでは後半部分の見直し案について意見や質問はありますか。
委 員	第22条の個人情報の適切な取扱いは大事な問題です。第1項に「市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を

発 言 者	内 容
	<p>保護しなければなりません。」となっており、第2項には「必要な事項は、別に条例で定める」と記載があります。これでは大事な問題が別の条例に委ねられており、よく見られていないのではないかという感じがします。個人的に他自治体の条例も見て、参考にしながら次のように考えてみました。「個人のプライバシーを始めとする基本的人権を尊重し、市の保有する個人情報の保護について規定しています。」という文言を入れた方がいいのではないのでしょうか。単なる個人情報の保護ではなく、「個人のプライバシーを始めとする基本的人権を尊重し」という文言を入れた方が、解説として重みが出てくるのではないのでしょうか。市議会の条例や執行機関の条例だけを書かれています、それだけではあまりにも軽すぎるのではないかと思います。</p>
会 長	<p>条例の中身を少し解説に入れた方がいいのではないかというご指摘です。私もそうであると思います。</p>
事 務 局	<p>現段階ではどこに委ねているかという所に着目した解説になっております。委員のご指摘がありました通り、基本的人権を尊重している点について、分かりやすい表現になるよう再度修正させていただきます。</p>
会 長	<p>これまでは、各自治体で個人情報保護条例を定めていましたが、それでは企業活動等にも不都合があるので、国の方で個人情報を統一的に定めて、全国の自治体もそれに倣ってくださいということです。それがいいかどうかについてはもちろんありますが、事実としてその形式になっています。しかし問題は市議会のところ。市議会の部分については、国の方で全国統一の市町村議会又は県議会の個人情報の保護に関する条例というのは、国の法令で定めてはいないのでしょうか。議会関係の個人情報はそれぞれの自治体に任せているということなのではないでしょうか。15ページの記載ではそのように見受けられます。</p>
事 務 局	<p>この解説の見直し案を提示する前に担当課には内容を確認していますが、再度担当課に確認してお答えさせていただきます。</p>
会 長	<p>その他、全体を通して何か意見や質問はありますか。</p>
委 員	<p>第26条の住民投票についてですが、第1項に「市長は、日進市に関わる重要な事項について」とあります。これまで住民投票を実施したことはないと聞いています。こちらも細かくは日進市住民投票条例に規定されていると思いますが、この解説では「住民の意思を直接問う制度」とあります。また、「住民投票はあくまでも議会制（間接）民主主義を補完する制度であり、意思決定の最終手段として行うべきものと考えます。」とあります。日進市に関わる重要な事項は色々あると思うのですが、市長が重要な事項と判断しても他の人は違うと思うかもしれません。例えば、「十分な議論をして、住民の意思を直接確認する必要があるとき」とする方が良いのではないのでしょうか。十分な議論を尽くして、市長個人で判断するのではなく、市議会や市民との議論が前提にあるのではないかと思います。そのあたりの議論を十分に行ったという文言が解説の中に必要ではないかと思いました。</p>

発 言 者	内 容
会 長	この第 26 条も先ほどの個人情報保護と少し似ていて、第 4 項の解説に「日進市住民投票条例を制定しました。」と記載がありますが、住民投票条例の中身には触れていません。市民に分かりやすくしようとするのであれば、住民投票条例にどんなことが定められていて、どういう条件のときに住民投票が行われるか等、住民投票条例の中身が少し記載されている方が分かりやすいのではないかと思います。
事 務 局	第 26 条の解説の冒頭から 3 行目までが、簡単な中身の説明を記載しています。今のご指摘は、第 4 項の解説をもう少し細かく記載する形でしょうか。
会 長	住民投票の実施条件、住民投票を実施するにあたって配慮が必要なこと等が定められていると推測します。そのような内容を追加できないでしょうか。
事 務 局	住民投票条例では対象を細かく規定していません。
会 長	例えば、住民の発議は何分の何以上等の記載はないでしょうか。住民が 1 人だけで住民投票を実施することはできないと思います。
事 務 局	投票資格者が「年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、本市に住民票が作成された日から引き続き 3 月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。」とされており、投票資格者の「総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から市長に対し、書面によりその実施を請求することができる。」となっております。
会 長	いきなり住民投票を実施するわけではなく、市長に対して 6 分の 1 以上の署名をもって請求できるということであれば、そのような内容を記載しても良いと思います。
事 務 局	第 4 項の解説の最後に、もう少し内容を追記するよう再度修正します。
会 長	2 行目の最後から「意思決定の最終手段」となっていますが、これは最終手段ではありません。地方自治法上、地方自治体の意思決定をできるものは、自治体又は首長となります。政治的には住民投票で 8 割 9 割の結果が出れば、その通り判断するしかありません。実質的に市長や議会は住民投票後に判断を変更することはなく、その通りの判断を下します。しかしながら、その判断は市長しかできません。「意思決定の最終手段」という表現は適切ではありません。政治的には大切ですが、法律的には首長と議会しか最終決定はありえません。
事 務 局	「意思決定の最終手段」ではなく「賛否を問う最終手段」というような意味でしょうか。
会 長	そうです。そのような表現が適切かと思います。
事 務 局	第 4 項の解説の修正と合わせて修正案を再度提示させていただきます。
委 員	11 ページの下から 8 行目に「子どものころから市政に関心を持ってもらうことができればと考えます。」とありますが、色々読んでみましたが、子どもの権利についてあまり記載がありません。子どもに適正な環境で勉学やスポーツをしてもらう、いわゆるヤングケアラーやいじめ等の問題について記載がないと感じまし

発 言 者	内 容
	た。
会 長	権利主体として、親や周りが子どもに色々と子どもが育ちやすい環境を準備しなければならないとはありましたが、子ども自身が権利者として参加するという表現が全体として弱いのではないかという指摘だと思います。
事 務 局	解説にあるとおり「日進市未来をつくる子ども条例」があり、こちらが子どもの権利や参加について規定しています。そのため、子どもの権利は、その条例で補っているところです。しかし、自治基本条例の解説でも、もう少し記載した方が良いというご指摘だと思います。
委 員	最近、ヤングケアラーやいじめ等に関する関心も高まっているので、それらを保護するような文言があっても良いのではないのでしょうか。
事 務 局	ご意見としていただきましたので、一度検討させていただきます。自治基本条例は、最高規範と言われており、全体をとらえる理念条例ということもあるので、個別に具体的な内容をどこまで記載するかどうかも含めて確認させていただきます。
会 長	大きな流れとして、少なくとも先進国の中では、これまであまり主体として扱われてこなかった女性が、女性自身を主体として発言、参加できるようになってきています。そしてLGBTの人が主体となってきています。また、これまで弱い立場で周りが保護しなければならない対象として捉えていた子どもが、保護されるだけではなく、参加することができる世界にすることが先進国の流れです。日本もこの流れだと思います。例えば、こども家庭庁が発足したこともその流れです。これまで主体として考えられなかった人に、発言者や参加者として認めていこうという流れです。それを自治基本条例の中で、どの程度記載するかです。例えば、LGBTについて、「性の多様性」という言葉で受け止めていただきました。これも一つの構造だと思います。「子どもの主体性」ということは、こども家庭庁の発足により、これまで以上に強くなると予想されます。「子どもの参加」と「大人の参加」は違います。そのときに、知識・経験の浅い子どもがどういう形で参加できるのか、参加できないのか。また、他方で、例えば、子どもに対する性的虐待があったときに、子どもが NO と言える環境、子どもが主体的に発言できるような環境を作らないといけません。いつまでも大人が守ってあげるということだけではなく、子どもが主体的に動ける環境を作らないと本来的な問題があります。状況は障がい者と似ています。以前は養護学校というところがあり、知的障害がある人を周りの大人が守らなければならないという思想です。ところが最近では、その養護学校を自立支援学校に変えているところが多くなりました。知的障害があっても、その知的障害がある人が可能な範囲で自立して自分の意見を言って、自分で進める方がより良いという考え方です。先進国では、多様な主体が、養護される・守られるのではなく、意見を言う・参加することになっています。もちろん知的障害がある人や子どもが参加することは、成人の参加のやり方とは違いますが、だからといって養護の対象だと捉えることは相応しくないということ

発 言 者	内 容
	<p>が、最近の大きな流れです。まずは自立支援です。知的障害がある人も子どもも自立することを支援して、自立支援で耐えないときに初めて守ってあげる。一番最初から大人が守ってあげることが良くない、少なくとも先進国ではそういう思想の転換が行われています。自治基本条例の解説にもそういった流れや雰囲気がそこはかたなく出ていけば良いかと思います。難しいと思いますが、お願いします。</p>
委 員	<p>幼児や子どもは健全に成長させる社会であるという書き方だけで、自立なのか守るのか、それとも両方なのかどこにも見当たりません。</p>
委 員	<p>先ほどの住民投票に関する解説、この子どもに関する解説でもそうですが、それぞれの条例があります。それがどう表現されているかということと、整合性が合うようにここで表現しないといけないので、独自に表現することは難しいのではないかと思います。細かい条例が他にあり、そこでどう表現されているかをまとめた形ですから、同じ表現で合わせるが一番妥当ではないでしょうか。</p>
委 員	<p>第3条の市民の定義があり、ここに「住民」と単純化されていますが、もしかするとここに子どもや高齢者、障がい者等様々な日進市に関わっている市民として入るかもしれません。守る対象と違うかもしれませんが、どこに入れることができるかを考えたとき、一つはそれぞれの条例で規定していることもあるので、そこで対応するのではないかと思います。また、もう一方で、この条例の解説でどこにまとめられるかを考えたときに、この「市民」についての解説をもう少し丁寧にする形で入れ込むことができるかもしれないと感じました。</p>
事 務 局	<p>現在、内閣官房から子どもの政策の推進について、こども基本法に基づいてこども家庭庁の設置等色々な取組が進められています。その中の一つに、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保や子どもの意見を尊重することが基本理念として掲げられています。子ども政策の策定に当たっては、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対して義務づけるという形になっています。これを踏まえて、内閣官房の方から地方自治公共団体にも積極的かつ適切に子ども政策の策定等に反映するような通知や質疑応答集等が届いております。本市としても、これらの内容を参考に子どもの意見反映に関する取組を進める必要があるというふうに考えております。今後、市民参加および市民自治活動条例や日進市未来をつくる子ども条例と整合を図りながら進めていく予定です。もちろん自治基本条例とも整合を図った上で進めます。</p> <p>また、先ほどご意見がありました通り、他条例との表現を合わせていくことに関しても、もう一度内容を確認させていただき、修正の有無について検討させていただきます。</p>
委 員	<p>市内の4大祭りの昨年度からの動きですが、私はわいわいフェスティバルの実行委員をしております。その中で、SDGsの誰ひとり取り残さないまちづくりがここ2年のテーマで進めております。福祉や平和、教育、観光に関するテーマで様々な企画が実施されております。その中で子ども達による環境会議が昨年度実施</p>

発 言 者	内 容
	<p>し、今年度も企画がすでに出来上がっております。子どもたちの意見を聞こうという動きは4大祭りでも進んでいます。</p> <p>先ほど自立支援の話がありましたので付け加えさせていただきますと、福祉分野でも伴走型支援ということがあり、主体は本人で、我々は横にいて支援をするという形です。権利や養護は別ですが、福祉分野もそういった体制ができ始めています。</p>
事 務 局	<p>子ども関係の内容は様々なところで議題となりますので、他の担当課と調整を図った上で自治基本条例についても考えていきたいと思えます。</p>
会 長	<p>誰が社会のルールを決めるかというときに、先進国の歴史を考えると、昔は成人男子でした。さらに成人男子でも一定程度の税金を納めた人だけの意見で決まっていた。それが税金を納めていなくても、25歳以上の成人男子であれば良いに変わりました。今の場合は、戦後、日本国憲法がアメリカ人に作られて、20歳以上の男女、ここで女性が入りました。20歳以上の男女が選挙によって社会のルールを決めるようになりました。それが20歳以上だけではなく18歳以上となり、次はLGBTの人にも人権があるという考え方が増えてきました。元々LGBTの人は刑法上の有罪で、刑務所に入れられていました。戦後は、刑法上の有罪ではないけれど、社会的には偏見を持って見られていた。これが21世紀になって、性的な多様性を認めようではないかという形になりました。その一環で、障害がある人や子どもも誰ひとり取り残さない社会を作ろう、という流れです。当事者主権という言葉があります。当事者でない人が、例えば、女性のことを男性だけで決めていいのか、子育てのことを男性だけの国会議員だけで決めていいのかということです。もう明らかに先進国に限って言えば、市民の範囲を広げています。先ほど内閣府の説明がありましたが、それも明らかにその一環です。子どものことを大人が決めていたが、それでいいのか。子ども本人の意見を聞かないとダメだろう。もちろん子どもだけで決めるわけではありません。子どもは経験も知識も浅いので大人も関わって決めるのですが、その時に一番大事にすべきは本人である子どもの意向を尊重すべきではないかということが大きな流れです。そのため、この自治基本条例という市民もそういうものとしての市民とすべきです。昔は成人男子だけ、そこに女性が加わって、25歳、20歳、18歳となりました。それから障害のある人や子どもも市民として加わっていくんだ、ということが大きな流れであり、日進市における市民をそのように広がってきている。そのときにそれぞれが養護ではなく主体で、それぞれ本人の意思を持って、その本人の自立を周りが支援するという考え方で社会を作っていくべきだ、ということが多数になっています。なかなか難しいですが、自治基本条例は憲法ですから、細かいことを書く必要はありません。しかし、少なくとも思想においては、市民の範囲は広がっているということを解説の中で触れられた方が良いと思います。それを受けて、日進市の各課が、自治基本条例に先導される形で、条例を制定し条例を改正する。自治基本条例が市民の概念を他の条例から半歩先んじている、自治基本</p>

発 言 者	内 容
	条例の解説を読んで理解し、他の条例が具体的な中身を決めていくという形にすると、自治基本条例とその他条例の関係が望ましい形になります。
委 員	第5条の「個人の尊厳」のところで、「市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく」と書かれていますが、一般的に外国籍の方は同じ市民であるという意識が特に薄い印象です。日進市には留学生の方がたくさんいらっしゃるの、市民は国籍を問わないということを入れることが適切か分かりませんが、意識付けであってもいいのではないのでしょうか。
事 務 局	市民の定義が色々変わってきており、関係人口という言葉も今はあります。広い意味で日進市に関わっていただく方を市民として定義するよう検討したいと思えます。
委 員	第28条の「条例の見直し」ですが、自治基本条例は日進市の憲法ということで見直しのハードルが高いということです。国の指針に基づいて、子ども関係の内容を入れ込む形で条例を見直すということでしょうか。
事 務 局	今回は条例の見直しは行いません。解説の見直しで対応する可能性があります。条例については昨年度の自治推進委員会で見直しなしとの答申をいただいております。もし条例の見直しを行うとすれば、次の条例の見直しの機会になると考えます。その時の委員の皆様と事務局で検討することになると思えます。
委 員	私も昨年度、自治推進委員会の委員だったので、条例の見直しのハードルの高さは分かっています。社会情勢の変化もあり、日進市の将来をもっとはっきりさせたいと思いましたが条例の見直しになりませんでした。子どもの参加や市民の定義に関する部分の解説を直すのであれば、条例の見直しはハードルが高いけれども、挑戦するぐらいの気概を持ってやってもいいのではないのでしょうか。
事 務 局	現在の諮問内容が解説の見直しとなっていますので、それについて議論いただいていると思っております。条例の見直しは、第28条にある通り、条例を検証した日から5年以内となっております。昨年度に検証し、見直しを行わないと決定しました。次回の条例の検証を行う機会に、その時の委員の皆様と事務局で検討すべき内容だと考えております。逆に、解説については子どもの話や修正案を提示したジェンダーの内容を追記するなど、柔軟な対応をさせていただけると思えます。今回で確定ではなく、来年度も解説の見直しについて引き続きご議論いただければと思います。
委 員	解説の中で、平等な社会を目指す、安心して暮らせる世の中をつくるという言葉が出ており、前文の中にも、持続可能な循環型社会の創造や少子高齢社会への対応という言葉があります。この中に国の方針にもある地域共生社会という言葉がありませんので、解説の中に追記してもいいのではないのでしょうか。
会 長	ありがとうございました。建設的な議論ができたのではないのでしょうか。色々検討事項が多いと思いますが、よろしくお願ひします。
	3 閉会